

○補助対象者（岡山県産日本酒世界進出支援事業費補助金交付要綱 第5条関係）

補助対象者の要件

- (1) 次の基準を満たす清酒を製造する事業者であること。
- ①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること。
 - ②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあつては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ①役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ②役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者
 - ③役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ④暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。
- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
 - ⑤①から③に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等